

県 工 事 検 査 基 準

(目的)

第1 この基準は、県工事検査規程（昭和39年宮城県訓令甲第6号。以下「規程」という。）に基づく工事検査を執行するための必要な技術的事項を定め、検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(検査の方法)

第2 検査は、当該工事の出来高を契約図書に基づき工事の実施状況、出来形、品質及び出来栄えについて別表により実地に確認し、適否の判断を行うものとする。ただし、気象又は立地条件により、検査期限内における確認が困難な場合は、諸資料に基づき行うことができるものとする。

(完成検査の方法)

第3 完成検査は、第2の規定によるほか、工事の過程で、埋設、水中築造等により明視不能箇所があり、その適否が判定しがたいものは、監督員及び工事関係者から工事施工の実情を聞き、施工状況写真その他施工記録等を参考に判定するものとする。ただし、可能な限り直接確認するよう努力するものとする。

(指定部分に係る完成検査の方法)

第4 指定部分に係る完成検査は、第2の規定によるほか、完成検査の方法に準じて行うものとする。

(出来高検査の方法)

第5 出来高検査は、第2の規定によるほか、完成検査の方法に準じて行うものとする。

(中間検査の方法)

第6 中間検査は、第2の規定によるほか、完成検査の方法に準ずるとともに、必要な指導を行うものとする。

(出来形の検査)

第7 出来形検査は、第2に規定する別表により行うものとする。

なお、出来形の適否判定については、検査対象工事に対応する共通仕様書の出来形管理基準及び規格値（許容値）によるものとする。

(品質の検査)

第8 品質検査は、第2に規定する別表により行うものとする。

なお、品質の適否判定については、検査対象工事に対応する共通仕様書の品質管理基準及び規格値（許容値）等によるものとする。

(出来栄えの検査)

第9 出来栄え検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全体的な外観について行うものとする。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

(別表省略)